

議案第102号

川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市平和館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市平和館条例の一部を改正する条例

川崎市平和館条例（平成3年川崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
屋 内 広 場	4,070円	5,600円	7,630円	17,300円
第1会議室	710円	1,120円	1,420円	3,250円
第2会議室	910円	1,320円	1,830円	4,060円
第3会議室	300円	500円	710円	1,510円
研 修 室	400円	610円	810円	1,820円
控 室	810円	1,120円	1,520円	3,450円

別表の1施設使用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

平和館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。